

第 130 回電力・ガス取引監視等委員会の 議事の報告について

(趣旨)

大雪による被害に係る災害救助法の適用地域に係る対応のため、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 2 月 16 日（第 130 回）に委員会を書面開催した旨報告する。

主なポイント

連日の大雪により、新潟県、福井県の市町に対する災害救助法の適用が決定されたことを受け、災害救助法適用市町及び隣接市町村※における被災した需要家に対する災害特別措置として、電気事業法に基づき、平成 30 年 2 月 16 日、当該市町村を供給区域とする東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社及び北陸電力株式会社から、以下のとおり経済産業大臣に認可等の申請がなされた。

○東北電力（2 件）、東京電力 EP（1 件）、東京電力 PG（2 件）、中部電力（2 件）、北陸電力（2 件）

被災した需要家等に対する電気の災害特別措置として、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金免除等を実施

当該認可申請等を受け、同日、経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、委員会として当該認可等を行うことに異存がない旨を回答した。

※

災害救助法適用市町	隣接市町村
新潟県 長岡（ながおか）市、小千谷（おぢや）市、十日町（とおかまち）市、魚沼（うおぬま）市、東蒲原郡阿賀町（ひがしかんばらぐん あがまち）	福島県 喜多方（きたかた）市、南会津郡檜枝岐村（みなみあいづぐん ひのえまたむら）、南会津郡只見町（みなみあいづぐん ただみまち）、耶麻郡西会津町（やまぐんにしあいづまち）、大沼郡金山町（おおぬまぐん かねやままち）
福井県 福井市、大野（おおの）市、勝山（かつやま）市、鯖江（さばえ）市、あわら市、坂井（さかい）市、吉田郡永平寺町（よしだぐん えいへいじちょう）、丹生郡越前町（にゅうぐん えちぜん	群馬県 利根（とね）郡みなかみ町、利根郡片品村（とねぐん かたしなむら） 新潟県 新潟市、三条（さんじょう）市、柏崎（かしわざき）市、新発田（しばた）市、見附（みつけ）市、燕（つばめ）市、五泉（ごせん）市、上越（じょうえつ）市、阿賀野（あがの）市、南魚沼（みなみうおぬま）市、西蒲原

<p>ちょう)、越前(えちぜん)市</p>	<p>郡弥彦村(にしかんばらぐん やひこむら)、三島郡出雲崎町(さんとうぐん いずもざきまち)、南魚沼郡湯沢町(みなみうおぬまぐん ゆざわまち)、中魚沼郡津南町(なかうおぬまぐん つなんまち)、刈羽郡刈羽村(かりわぐん かりわむら)</p> <p>福井県 今立郡池田町(いまだてぐん いけだちょう)、南条郡南越前町(なんじょうぐん みなみえちぜんちょう)</p> <p>石川県 小松(こまつ)市、白山(しらやま)市、加賀(かが)市</p> <p>長野県 飯山(いいやま)市、下水内郡栄村(しもみのちぐん さかえむら)</p> <p>岐阜県 高山(たかやま)市、関(せき)市、本巣(もとす)市、郡上(ぐじょう)市、揖斐郡揖斐川町(いびぐん いびがわちょう)</p>
-----------------------	---

特定小売供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された市町とその隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

①電気料金の支払期日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成30年1月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、2月及び3月の料金計算分の電気料金の支払期日を各々1ヶ月間延長する。

②不使用月の電気料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

③工事費負担金の免除（平成30年8月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力を超えないこと。

④臨時工事費の免除（平成30年8月末日まで）

被災した需要家が被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行う場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成30年8月末日まで）

従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力及び農事用電力の被災した需要家で、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、平成30年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成30年8月末日まで）

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置及び電流制限器の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

託送供給等約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された市町とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

①接続送電サービス料金等の料金算定日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金の平成30年1月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、2月及び3月分の料金算定日を各々1ヶ月間延長する。

②不使用月の接続送電サービス料金等の免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金を免除する。

③工事費負担金の免除（平成30年8月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、又は契約者が需要家の供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに接続供給の申込みを行った場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行われ、かつ、その申込みが被災時の需給契約又は当該供給地点に係る接続供給の契約電力を超えないときは、その工事費負担金を免除する。

④臨時工事費の免除（平成30年8月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、再建等のため、臨時接続送電サービスの申込みを行った場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成30年8月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成30年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金及び臨時接続送電サービス料金の基本料金並びに予備送電サービス料金を免除する。

⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成30年8月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備及び電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

最終保障供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された市町に隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

①電気料金の支払期日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成30年1月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、2月及び3月の料金計算分の電気料金の支払期日を各々1ヶ月間延長する。

②不使用月の電気料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

③工事費負担金の免除（平成30年8月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力を超えないこと。

④臨時工事費の免除（平成30年8月末日まで）

被災した需要家が被災後、需給契約の申込みを行う場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成30年8月末日まで）

最終保障電力A、最終保障電力B、最終保障農事用電力及び最終保障予備電力の被災した需要家で、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、平成30年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成30年8月末日まで）

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置及び電流制限器の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成30年8月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。